

新潟県地域年金事業運営調整会議設置要綱改正（案）

新潟県地域年金事業運営調整会議設置要綱の一部を次のように改正し、令和 3 年 11 月 8 日から施行する。

改正後	現 行
(別添)	(別添)
新潟県地域年金事業運営調整会議委員	新潟県地域年金事業運営調整会議委員
新潟県代表事務所長は、関係機関（団体） に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と 認められる者を選定のうえ委嘱する。	新潟県代表事務所長は、関係機関（団体） に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と 認められる者を選定のうえ委嘱する。
(1) 学識経験者	(1) 学識経験者
(2) 新潟県教育庁が推薦する者	(2) 新潟県教育庁が推薦する者
(3) 新潟市教育委員会が推薦する者	(3) 新潟市教育委員会が推薦する者
(4) 新潟県都市国民年金協議会が推薦する 者	(4) 新潟県都市国民年金協議会が推薦する 者
(5) 新潟県商工会議所連合会が推薦する者	(5) 新潟県商工会議所連合会が推薦する者
(6) 新潟県社会保険労務士会が推薦する者	(6) 新潟県社会保険労務士会が推薦する者
(7) 全国健康保険協会新潟支部が推薦する 者	(7) 全国健康保険協会新潟支部が推薦する 者
(8) 一般財団法人新潟県社会保険協会が推 薦する者	(8) 一般財団法人新潟県社会保険協会が推 薦する者
(9) <u>全国国民年金基金新潟支部</u> が推薦する 者	(9) <u>新潟県国民年金基金</u> が推薦する者
(10) <u>新潟県年金受給者協会連合会</u> が推薦す る者	(10) <u>新潟県社会保険委員会連合会</u> が推薦す る者（年金委員（職域型）を代表する者）
(11) <u>厚生労働省関東信越厚生局</u> が推薦する 者	(11) <u>新潟県年金受給者協会連合会</u> が推薦す る者
(12) <u>新潟労働局</u> が推薦する者	(12) <u>厚生労働省関東信越厚生局</u> が推薦する 者
(13) <u>年金委員（職域型）</u> を代表する者	(13) <u>新潟労働局</u> が推薦する者
(14) 年金委員（地域型）を代表する者	(14) 年金委員（地域型）を代表する者
(15) その他地域代表年金事務所長が適当と 認める者	(15) その他地域代表年金事務所長が適当と 認める者

（傍線部分は改正部分）

新潟県地域年金事業運営調整会議設置要綱（改正後全文）

（目的）

第 1 条 地域に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運

営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、国民一人ひとりのご理解を得ることにより、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、新潟県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 調整会議は次の事項を所管する。

- （１）各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- （２）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- （３）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

（委員の構成）

第 3 条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、新潟県代表事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、原則、翌年度の 3 月 3 1 日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 調整会議は、新潟県代表事務所長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の調整会議出席謝金及び旅費）

第 6 条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第 7 条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を新潟西地域代表年金事務所総務課に置く。

(その他)

第 8 条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

その他調整会議の運営に関し必要な事項は、新潟県代表事務所長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、新潟県代表事務所長が参集を求めて開催する。

改正経過

平成 26 年 3 月 6 日 改正
平成 27 年 9 月 2 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正
令和 3 年 11 月 8 日 改正

(別添)

新潟県地域年金事業運営調整会議委員

新潟県代表事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 新潟県教育庁が推薦する者
- (3) 新潟市教育委員会が推薦する者
- (4) 新潟県都市国民年金協議会が推薦する者
- (5) 新潟県商工会議所連合会が推薦する者
- (6) 新潟県社会保険労務士会が推薦する者
- (7) 全国健康保険協会新潟支部が推薦する者
- (8) 一般財団法人新潟県社会保険協会が推薦する者
- (9) 全国国民年金基金新潟支部が推薦する者
- (10) 新潟県年金受給者協会連合会が推薦する者
- (11) 厚生労働省関東信越厚生局が推薦する者
- (12) 新潟労働局が推薦する者
- (13) 年金委員（職域型）を代表する者
- (14) 年金委員（地域型）を代表する者
- (15) その他地域代表年金事務所長が適当と認める者